

日本剣道形試合規則

日本剣道形試合規則・審判規則

審判要領・試合者要領

第1章 試合の定義

(定義)

第1条 試合は試合者双方が、剣道形試合・審判規則(以下規則という)に従って決められた試合場内において木刀を用いて互いに優劣を競い、審判員の判定によって勝敗を決めるものとする。

第2章 試合場

(試合場)

第2条 試合場の広さは、次のとおりとする。

縦5メートル、横10メートルの長方形を基準とする。

第3章 用具及び服装

(用具)

第3条 使用する用具は、木刀とする。木刀は規定の長さは102cmとするが、身長に応じそれ以下でもよい。ただし、極端に短いものは使用できない。

(服装)

第4条 服装は、剣道着、袴とする。垂に所属名及び個人名入りの垂用名札を付ける。

第4章 単一組の試合及び団体試合

(単一組の試合)

第5条 単一組の試合は、段別または大会要項による部門別の試合とし審判員の判定により勝旗数の多い方を勝ちとする。

(団体試合)

第6条 団体試合は、次の方法により勝敗を決める。

(1) 予め定められた順位によって各組ごとの試合を行い、勝者数の多い方の団体を勝ちとする。勝ち数同数の場合は勝旗数の多い団体を勝ちとする。

(2) リーグ戦またはトーナメント法による各組ごとの試合を行い、勝ち数の多い団体を勝ちとする。なお、勝ち数、勝旗数同数の場合は代表者戦を行う。

第5章 試合時間及び試合の開始並びに終了

(試合時間)

第7条 試合時間は、規定しない。主審の開始宣告から正面(相互)の礼を終了し、提刀姿勢までとする。

(試合時間前後の礼と試合場の入退場)

西三河剣道連盟

平成25年4月1日

平成29年4月1日改正

改

第8条 試合前後の礼と試合場の入退場は、次のとおりとする。

- (1) 試合者は、試合前後において、下座にてお互いの礼の後、相手試合者と対座して礼をすませた後入場し、退場後も同様にすること。

- (2) 試合場への入退場は、打太刀を先頭にして整然と行うこと。

- (3) 小太刀の形の終わったときは、そのまま判定を受けたあと、退場する時太刀を持つこと。

(開始並びに終了の宣告)

第9条 試合は、主審の「始め」の宣告で開始し、「勝負あり」の宣告で終了する。

第6章 判定の基準

(勝敗の判定)

第10条 勝敗の判定基準は、次によるものとする。

- (1) 正しい礼法作法により、充実した氣勢と適正な姿勢をもって、正確な技術と刃法、心法にもとづいた気・剣・体一致の技と心構えの優劣によって勝敗を判定する。
 - (ア) 修行の深さ、(イ) 礼儀 (正しい態度・作法)、(ウ) 正確な技術と刃法 (エ) 心の落ち着き、(オ) 目付、(カ) 気魄、間合、残心、気剣体一致
- (2) 試合技は、その全部かまたは一部を指定することができる。

第7章 禁止行為

(非礼な言動)

第11条 相手または審判員に対し、非礼な言動をすること。

(諸禁止行為)

第12条 試合者が、次の各号の行為をすること。

1. 第3条で定められた木刀以外を使用すること。
2. 不当な中止要請をすること。
3. その他、この規則に反する行為をすること。

第8章 罰則

(罰則)

第13条 第11条、第12条第1項の禁止行為を犯した者は、負けとし、相手に勝旗数3本を与え退場を命ずる。退場をさせられた者の既得権は認めない。

(禁止行為の処置)

第14条 1. 第12条第1項の禁止行為での処置は、不正使用発見以前の試合までしかのぼらない。

2. 第3条で定められた木刀以外を使用した者はその後の試合を継続することはできない。

3. 第12条第2項、第3項の行為をした場合は、減点の対象とする。

第9章 試合中負傷または事故を生じた場合

(試合の一時中止)

第15条 試合者は、事故などのため試合を継続することが不可能となった場合、試合の一時中止を要請することができる。

(試合の再開)

第16条 審判員は、協議の上其の負傷が軽微で試合続行が可能と判定した場合、試合を再開させることができる。

(試合不能)

第17条 負傷によって試合が継続できないとき、その原因が一方の故意及び過失による場合は、その原因を起こした者を負けとし、その原因が明瞭でない場合は試合不能者を負けとする。

第10章 異議の申し立て

(判定に対する異議)

第18条 何人も、審判員の判定に対し、異議の申し立てをすることはできない。

(審判長・審判主任への異議)

第19条 監督は、この規則の実施に関して疑義のある時は、その試合終了までに、審判主任または審判長に異議の申し立てができる。

第20条 審判長 (審判主任) が異議の申し立てを受けた場合、主審は副審と合議の上明確な判定内容を宣告する。

第11章 審判

(審判員の構成)

第21条 審判に従事するものの構成は、審判長・審判主任 (2試合場以上の場合)・審判員とする。

(審判長)

第22条 審判長は、公正な試合を遂行する為の必要な権限を有する。

日本剣道形審判規則

(審判主任)

第23条 審判主任は審判長を補佐し、それぞれ当該試合会場における運営に必要な審判上の権限を有する。

(審判員)

第24条 審判員は、主審1名、副審2名とし、いずれも同等の権限を有し、その判定にあたる。

第12章 係員

(揭示係)

第25条 揭示係は、原則として主任1名、係員2名以上とし、審判員の判定の揭示及び審判旗の点検・確認をする。

(記録係)

第26条 記録係は、原則として主任1名、係員2名以上とし、審判員の判定および試合の結果などを記録する。

(選手係)

第27条 選手係は、原則として主任1名、係員2名以上とし、試合者の招集および試合が遅滞なく行われるようにする。

第13章 補足

第28条 この規則に定められていない事項が発生した場合は、審判員は合議し、審判主任または審判長に図って処理する。

附則

1. 大会の規模、内容など特別の事情がある場合には、この規則の目的を損なわない限り、これによらないことができるものとする。

2. この規則は平成14年8月25日から施行する。
平成25年4月1日(一部改正)
平成28年10月9日(一部改正)

第1条 審判員は、試合規則に従って勝敗を決定する。

第2条 審判員の構成は、原則として3名とし、主審1名、副審2名をもって構成する。

第3条 主審は、試合運営の全般を司り、試合の開始、勝敗並びに終了の宣告をする。

第4条 勝敗の決定は、勝旗数の多い方を勝ちとする。
(審判方法)

第5条 審判員は、次の方法により審判を行う。

1. 主審は、試合者が握刀姿勢で開始線または九步の間合の位置に立ったとき、「始め」の宣告により、試合を開始させる。

2. 主審は、試合者が中止を要請した場合は、中止を宣告した後、その理由を質す。

3. 勝敗を決する場合は、審判員は主審の「判定」の宣告と同時に旗で表示を行う。この場合、引き分けの判定または棄権をすることはできない。

4. 主審は、旗の表示数により、勝敗を宣告する。
(審判員の服装)

第6条 審判員の服装は、次のとおりとする。

1. 上着は紺色(無地)とする。

2. スポーンは灰色(無地)とする。

3. ワイシャツは白(無地)とする。

4. ネクタイはエングジ色(無地)とする。

5. 靴下は紺色(無地)とする。

日本剣道形審判要領

(入退場)

第1. 審判員の入退場は、主審を中央に審判旗を右手に持ち整列した後、正面への札の後、定位置につく。

(開始)

第2. 審判長は第1試合は次による。

主審の号令で正面への札をすませ、審判長の笛又は合図ののち試合を開始させる。

(中止の要請)

第3.

試合者より中止の要請があった場合、主審は直ちに試合を中止し中止要請の理由を質す。中止の要請が不当と判断した場合、合議を行う。

(中止)

第4.

1. 審判員の中止宣告は、次の場合に行う。

- (1) 反則の事実
 - (2) 負傷や事故
 - (3) 危険防止
 - (4) 木刀操作不能の状態
 - (5) 異議の申し立て
 - (6) 合議
2. 中止宣告の場合、審判員は次による。
- (1) 試合者により、試合中止の要請があった場合、主審は直ちに試合中止の宣告と同時に旗の表示を行う。
 - (2) 副審が中止の宣告をした場合、主審は直ちに試合中止の宣告と同時に旗の表示を行う。

(合議)

第5.

1. 審判員の合議は次の場合行う。

- (1) 禁止行為の事実
 - (2) 監督の異議申し立て
 - (3) 審判員の錯誤
2. 審判員は合議を次により行う。
- (1) 合議の宣告と同時に旗の表示を行い、試合者双方を提刀で開始線または九歩の間合で待機させる。
 - (2) 副審が止めを宣告し、合議の要請をした場合は、主審は直ちに試合を中止し、合議の宣告と同時に旗の表示を行う。
 - (3) 試合途中に合議の必要を生じた場合は、試合中止を宣告し、
(1) (2) の要領で合議を行う。

(再開)

第6

試合中止後に再開する場合は、主審は試合開始の要領で行う。

(異議の申し立て)

第7

審判員は、異議の申し立てがあった場合は、次による。

- (1) 審判員は直ちに試合を中止する。
- (2) 審判主任または審判長は審判員に疑義の内容を合議する。
- (3) 審判主任または審判長は、その結果を監督に伝える。
- (4) 主審は試合を再開する。

(勝敗の決定)

第8

勝敗の判定を決する場合、審判員は主審の「判定」の宣告に合わせて、勝者と判断した側の旗を表示する。

(試合不能)

第9

試合不能により勝敗の宣告をする場合、主審は勝者側に宣告と同時に旗の表示をする。

(不戦勝ち)

第10.

主審は勝者側に宣告と同時に旗の表示をする。

(終了)

第11.

試合が終了した場合、審判員は白旗を中に赤旗を外にして両旗を巻き、審判旗を右手に持ち、主審を中央に整列し、正面に札の後、退場する。

(その他の要領)

第12.

1. 審判員は、試合開始直前、試合者の服装・名札・木刀の適否を確認する。
2. 審判員は、試合者が試合終了後、選手席などで不適切な言動を行った場合もしくは行おうとした場合、厳正に指導する。

審判員の宣告と旗の表示方法

(基本姿勢)

1. イスに掛け、机の上または膝の上に赤旗、白旗を広げておく。

(開始)

1. 「始め」……主審が起立し号令をかける

(中止)

1. 「止め」……主審が起立し両旗を真上に上げる。

(合議)

1. 「合議」……主審が起立し両旗を右手で真上に上げる。

(勝敗の決定)

1. 赤（白）旗3本の場合「勝負あり」と宣告。
2. 主審が赤（白）勝ち、副審2名が白（赤）勝ちの表示をした場合、主審は赤（白）を一旦下ろし、白（赤）を上げると同時に「勝負あり」と宣告する。
3. 主審は起立して判定を宣告する。

(不戦勝ち)

1. 「勝負あり」……主審のみが起立し不戦勝ち側の旗を上げる。

(試合不能)

1. 「勝負あり」……主審のみが起立し不戦勝ち側の旗を上げる。

日本剣道形試合要領

(入場)

1. 試合者は所定の場所において待機し、試合場外の待機位置で正座して互いの礼、対戦者との礼後、提刀姿勢で試合場に入り、九歩の間合の位置につく。

(正面への礼)

(終了)

1. 試合者は、試合を終了後、主審の宣告の後、試合場外の待機位置に戻り、正座して互いの礼、対戦者との礼を行う。

(開始)

(その他の要領)

1. 第1試合の開始時および決勝戦の開始時と終了時。
1. 試合者は、試合を開始する場合、提刀姿勢で九歩の間合に立ち、主審の宣告で試合を開始する。

(中止の要請)

1. 試合者は、試合の中止を要請する場合、手を上げ、かつ主審に向かって発声し、直ちにその理由を述べる。

(中止)

1. 試合者は、審判員の「止め」の宣告があった場合、直ちに試合を中止し、提刀姿勢で九歩の間合に戻り、主審の宣告または指示を受ける。

(合議)

1. 試合者は、主審が合議の宣告をした場合、九歩の間合で待機する。

(再開)

1. 試合者は、中止後に試合を再開する場合、主審の宣告により試合を再開する。

(異議の申し立て)

1. 監督が異議の申し立てをした場合、試合者は「合議」の場合の要領で待機する。

(勝敗の決定)

1. 試合者は、試合を終了し、九歩の間合に立ち、勝敗の判定を受ける。

(試合不能)

1. 試合者は、試合不能により勝敗を決する場合、主審の宣告を受ける。

(不戦勝ち)

1. 試合者は、不戦勝ちで勝者の宣告を受ける。

正 面
審 判 長

